

基本目標 3 資源循環型社会の構築

2030年に向けた目標

- 市内量販店等と連携した資源ごみの回収や市民団体等による啓発活動などの官民協働により、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再利用）が推進される資源循環型社会を構築します。
- 特に、燃やせるごみに占める割合が大きい紙ごみ（雑がみ）の分別徹底や、食品ロス削減の取組を強化するとともに、「脱プラスチック」を促進し、廃棄物の発生と処理費用を抑制します。

施策の基本方針 廃棄物の減量及びリサイクルの推進

本市の現状と課題

- 本市の一般廃棄物の排出量は減少傾向にありますが、市民1人1日当たりのごみ排出量は、平成29年度から増加に転じており、国や県の平均を大きく上回っている状況にあります。
- また、資源化率は、古紙類をごみステーションにて収集していることなどから国や県平均を上回っていますが、平成26年度以降、減少傾向にあります。
- 一般廃棄物の処理にかかる費用については、毎年増加しており、処理費用を抑制するためにも、燃やせるごみとして処理されているごみの量を減らす必要があります。
- これまで、地区や市民団体、学校等に直接出向く「出前講座」の開催や地区推薦のリサイクル推進員を通じた普及啓発活動の他、レジ袋削減を目的とした市内スーパー・ドラッグストア及び商店街振興組合連合会と消費者団体、市の三者間の協定書締結など、ごみ発生の抑制と分別による資源化に取り組んできました。
- しかしながら、ビークリーンおくえつに搬入された一般廃棄物の燃やせるごみの約32%を占める紙類には、リサイクルが可能な新聞紙や段ボール、雑誌の他、菓子箱などの「雑がみ」が多く含まれていました。また、同じく約24%を占める食品廃棄物（生ごみ：厨芥類）のうち約14%が賞味・消費期限切れなどの理由から未使用のまま捨てられている状況にあります。
- 資源の消費抑制と環境負荷の低減のためにも、市民（消費者）、事業者、行政がそれぞれの適切な役割を担い、3Rに取り組んでいく必要があります。
- また、プラスチックごみについては、本市ではサーマルリサイクル¹（熱回収）による処理を行っていますが、地球温暖化や海洋プラスチック問題²対策として、「脱プラスチック³」を促進していく必要があります。

¹ 廃棄物の処理の際に発生する熱を、エネルギーとして回収して利用すること。プラスチックを焼却するにあたって、温室効果ガスである二酸化炭素が発生しますが、食品が付着したプラスチック類を埋めて、それが腐敗した際に発生するメタンガス（二酸化炭素に比べ温室効果が高い）の発生を抑えることができます。

² 自然界で分解されにくいプラスチックが海に流れ出し、海流や波、風によって世界の海に広がり、海の生態系に大きな影響を与えている問題。紫外線等により小さくなったマイクロプラスチックは、魚を通じて私たちの身体にも入ることも懸念されています。

³ 「プラスチック製品をできるだけ作らない・使わない」「作る場合にはリサイクルすることを前提に作る」という行動のことです。リデュース（Reduce）、繰り返し使うリユース（Reuse）、再利用するリサイクル（Recycle）の3R+Renewable（再生可能資源への代替）という考え方をベースにしています。

重点施策① 3Rによるごみ排出量削減の推進

市の取組

(1) ごみ発生抑制の促進(リデュース)

- ①学習会等を通じ、本市のごみ処理等の現状や課題について市民や事業者が学ぶ機会を提供し、ごみ排出量の削減効果に対する理解を深める取組を推進します。
- ②市民団体や業界団体等と連携し、使い捨て製品の使用を控える、販売しないなどの、ごみを出さないライフスタイルや事業活動を促進します。
- ③市行政事務のデジタル化を推進し、文書の電子化によるペーパーレス化を図ります。

(2) 「モノを大切に作る」生活様式の定着化(リユース)

- ①子育て世代同士の不用品のやり取りなど、需要と供給が一致するようなリユースの取組を促進します。
- ②県が進める「町の修理屋さん⁴」を紹介する取組について市民に周知するとともに、市内の登録事業者の拡充を図ります。

(3) 分別回収の推進(リサイクル)

- ①**家庭から排出されるごみの多くを占めている紙ごみの分別を促進するため、各種講座を開催するなどし、分別徹底を啓発します。**
- ②各種リサイクル法などの周知啓発を実施するとともに、市内量販店などと連携した資源ごみ回収や市民の集団回収など、官民協働によるリサイクルを促進します。
- ③魚残等の資源化処理経費に対し補助するなどし、食品廃棄物のリサイクルを促進します。
- ④公共事業においてリサイクル資材等の利用を推進します。
- ⑤「大野市環境マネジメントシステム」に基づき、本市で購入する物品等について、グリーン購入⁵を推進します。

目標を達成するための施策

7-2 省資源、省エネルギーの推進

(1) 省資源の推進

- ①無駄遣いをしない生活様式や事業活動の実施
 - ・環境家計簿等の実施
- ②過大包装製品の購入の抑制
 - ・包装の簡素化の推進
 - ・マイバッグキャンペーンの実施
- ③省資源に配慮した製品利用
 - ・詰め替え商品利用
 - ・リターナブル製品利用の啓発

8-1 廃棄物の減量

(1) ごみの発生抑制

- ①消費者としての意識改革の推進
 - ・買物袋の持参
 - ・使い捨て製品の使用の抑制
 - ・簡易包装の実施
 - ・生活様式の見直しによるごみ減量化
 - ・減量効果等の市民への周知
 - ・食品の廃棄の抑制
- ②生産者としての意識改革の推進
 - ・過剰包装の抑制
 - ・レジ袋の削減
 - ・使い捨て製品の生産抑制
- ③分別排出の徹底
 - ・分別の習慣づけの推進
 - ・分別方法についての情報提供の充実
 - ・ごみステーション等への排出時における指導の強化
- ④減量化に寄与する製品の調査研究の推進
- ⑤産業廃棄物を含む事業系廃棄物の適正処理の推進
 - ・農業用使用済資材等の適正処理の実施

⁴福井県の取組で、日用品等の修理を行っているお店のこと。店名、品目、内容等の情報が県ホームページで提供されています。

⁵商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。2001年にグリーン購入法が制定され、国等によるグリーン購入の促進について定められています。

重点施策② 食品ロス削減の推進

市の取組

(1) 発生抑制のための普及啓発

- ①食品ロスの現状と課題について市民や事業者が学ぶ機会を提供し、食品ロスの抑制効果に対する理解を深める取組を推進します。
- ②消費教育や食育活動等の関係市民団体等と連携し、食品ロス発生抑制のための普及啓発活動を推進します。

(2) 協働による削減推進

- ①「おいしいふくい食べきり運動」協力店の拡充を図るとともに、それらに関する情報発信等を通じ、市民が協力店を積極的に選択するような機運の醸成を図ります。
- ②市民団体や事業者等と連携して、フードドライブ⁶などの取組を推進します。

重点施策③ プラスチックごみ削減の推進

市の取組

- ・ マニフェスト制度の適正管理
- ・ 処理方法や管理体制等の指導の実施
- ・ 事業活動の改革の実施

(2) 再使用等の推進

- ①ものを大切にすることを意識の醸成
 - ・ 不用品交換の情報提供
 - ・ 修理に関する情報提供
 - ・ フリーマーケットに関する情報提供

8-2 リサイクルの推進

(1) リサイクルの推進

- ①リサイクル製品の使用
 - ・ 家庭や事業所等におけるリサイクル製品の使用
- ②有機廃棄物の再利用
 - ・ 生ごみのたい肥化の推進と地域における利活用策の検討
 - ・ 農用地等へ還元できるシステムづくりの検討
- ③資源回収の促進
 - ・ 地域単位あるいは各種団体等による分別収集活動への支援の継続
- ④廃棄物問題に関する教育や学習の推進
 - ・ 学校における講習等の実施

⁶ 家庭等で余っている食料を持ち寄り、福祉団体等を通じて必要としている人や団体等に寄付する活動

(1) プラスチック使用量の削減について、普及啓発に取り組みます。

- ①海洋プラスチック問題や地球温暖化など、プラスチックごみの現状と課題について市民や事業者が学ぶ機会を提供し、プラスチックごみ排出量の削減効果に対する理解を深める取組を推進します。
- ②ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品⁷の使用削減を図るため、マイバッグ、マイボトルなどの利用を促進します。

(2) プラスチックの分別回収方法を検討します。

- ①国、県の動向を注視しつつ、幅広い関係者にとって分かりやすく、効果的かつ効率的なプラスチックごみの分別回収方法について検討します。

(3) 再生材・バイオプラスチックの利用を促進します。

- ①事業者等に対し、再生素材や紙、バイオプラスチック等の再生可能資源を使用した代替品の利用を促進します。
- ②市の物品購入等において、バイオプラスチック製品の購入を推進します。

その他の基本施策・主体別行動指針

その他の基本施策

(1) 市の取組

- ①ごみステーション設置費に対する補助
- ②事業系一般廃棄物の処理方法や管理体制等の指導
- ③一般廃棄物処理業者等に対する監督、指導
- ④農業用使用済資材等の適正処理の指導
- ⑤公共工事等におけるマニフェスト制度⁸の適正管理

主体別行動指針

(1) 市民の取組

- ①詰め替え商品や繰り返し使える商品を選ぶなどし、ごみとなるものの購入は控えます。
- ②壊れたものは安易に捨てず、「町の修理屋さん」で修理できないか確認します。
- ③不用品でまだ使えるものは、捨てる前に、必要としている人がいないか探します。
- ④地域の資源回収活動などに積極的に参加します。
- ⑤お菓子や食品の空箱やダイレクトメールなどの雑がみは、燃やせるごみとして捨てず、資源ごみの日に出します。

主体別行動指針

(1) 市民

- ①環境家計簿等を導入し、省資源や省エネルギーに配慮した生活様式を確立します。
- ②買い物等においては、買物袋を持参し、詰め替え商品の購入や包装の簡素化要求を行います。
- ③省エネルギーに配慮した物品を購入します。
- ④住宅の新築、改築時には環境共生住宅等省エネルギー化に努めます。
- ①ごみの分別を徹底します。
- ②ごみステーションへの排出を適正に行います。

⁷ 一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいいます

⁸ 産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理を委託する時、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。マニフェストには廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名などを記載し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の間で受け渡します。排出事業者は伝票を保管しなければなりません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により電子マニフェスト制度も導入されています。

- ⑥買い物に出かける前に、冷蔵庫の中を確認します。
- ⑦飲食店では、適量注文に心がけます。また、食べきれなかった料理はお店の方に確認して、持ち帰ります。
- ⑧マイバッグやマイボトル、マイ箸を持参し、使い捨てプラスチックは使わないようにします。

(2) 事業者の取組

- ①廃棄物の排出量を記録するなど、廃棄物の種類や量を把握するとともに、分別と適正な処理を行います。
- ②詰め替えや簡易包装の商品、エコマーク等認証商品の積極的な製造・販売に心がけます。
- ③「町の修理屋さん」に登録するなど、リユースの取組に参加します。
- ④ミスプリント等、片面のみが印刷されている用紙は捨てずに裏面も利用するとともに、紙ごみは「雑がみ」も含めて資源化します。
- ⑤地域の資源回収活動などに積極的に協力します。
- ⑥ばら売り、食材の有効活用、適量注文の呼びかけや食べきれなかった料理の持ち帰りへの対応など、食品ロスの削減に努めます。
- ⑦使い捨てのプラスチック製品は、繰り返し使用できるものやバイオプラスチック製品への切り替えを検討します。
- ⑧消費者のマイバッグ、マイボトル、マイ箸運動に協力します。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

①市民1人1日当たりのごみ排出量

基準値 (R元年度)	中間目標値 (R7年度)	最終目標値 (R12年度)
950 g	939 g	929 g

②ごみの資源化率

基準値 (R元年度)	中間目標値 (R7年度)	最終目標値 (R12年度)
21.9%	25.9%	29.4%

③食品ロスの発生量

基準値 (R元年度)	中間目標値 (R7年度)	最終目標値 (R12年度)
898.5 t	762.9 t	627.2 t

- ③生ごみのたい肥化や新聞広告の裏面利用などの身近なリサイクル活動から取り組みます。
- ④リサイクル製品を積極的に購入します。
- ⑤地域の資源回収活動などに積極的に参加します。
- ①買い物等においては、買物袋を持参し、詰め替え商品の購入や包装の簡素化要求を行います。
- ②ごみの分別を徹底します。
- ③ごみステーションへの排出を適正に行います。
- ④不用になったものは安易に廃棄せず、フリーマーケット等を積極的に活用します。
- ⑤壊れたものは修理し、長く使います。
- ⑥食品を買いすぎない、作りすぎないことにより、生ごみの発生を抑制します。

(2) 事業者

- ①省資源や省エネルギーに配慮した物品を使用します。
- ②買物袋の持参や包装の簡素化の推進、詰め替え商品の推奨に取り組みます。
- ①リサイクル製品を積極的に購入します。
- ②片面が印刷済みの用紙はそのまま捨てずに、裏面も利用します。
- ③地域の資源回収活動に積極的に協力します。
- ①廃棄物は分別を徹底し、適正に処理します。
- ②産業廃棄物を含む事業系廃棄物については管理体制を確立します。
- ③消費者の希望を確認し、商品の過剰包装を抑制します。
- ④レジ袋の無料配布を中止し、マイバッグ運動に積極的に取り組みます。
- ⑤使い捨て商品の生産を抑制し、廃棄物の減量化に努めます。

数 値 目 標

(1) 廃棄物減量の目標値

- ①市民一人1日当たりのごみの排出量：850 g

(1) 廃棄物資源化率の目標値

- ①資源化率（資源ごみ量／一般廃棄物処理量）：26%

第三期計画

第二期計画

環境管理項目

- ①一般廃棄物処理量
- ②集団回収量
- ③資源化量
- ④再資源を利用した市発注工事の件数
- ⑤おいしいふくい食べきり協力店の件数
- ⑥ごみ減量等（プラスチックごみ・食品ロス）に関する講座の実施回数（参加人数）

環境管理項目

- ①一般廃棄物処理量
- ②マイバッグ持参率
- ①資源ごみ回収量
- ②資源化率
- ③再生資源を利用した市発注工事の件数